

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和元年10月8日

井原市議会議長

坊野 公治 様

井原市議会議員 惣台 己吉

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年10月4日（金）10：00～17：00
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	（1）アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋 1-6-4 伊藤ビル
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	① 議員定数の決定手法と議員定数改正が及ぼす影響 ② 議員報酬の決定手法と議員報酬改正が及ぼす影響
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師；廣瀬 和彦 氏 【明治大学政治経済学講師】
5. 活動内容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

議員定数の決定手法と議員定数改正が及ぼす影響
1. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷
(1) 意義と議員定数の最大及び最小の考え方
(2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法までの規定の変遷
(3) H11年及びH23年における地方自治法改正理由
2. 議員定数にあたっての留意点
(1) 人口比例方式が採用されてきた理由
(2) 議員定数条例の提案権者
(3) 各地方公共団体における議員定数をめぐる事例
(4) 議員定数を考えるにあたっての要件
(5) 議会事務局の補佐状況
3. 議員定数に対する住民の捉え方と議員定数状況
(1) 議員数に対するアンケート結果
(2) 議員定数の状況
(3) 議員の構成状況
4. 定数減少にかかる問題点と委員会審査
(1) 議会費との関係
(2) 監視機能への影響
(3) 意見反映への影響
(4) 所管委員会の判断
5. 議員定数算定方式
(1) 6つの基準に基づく定数算定方式
(2) 選挙区と1票の格差
6. 議員定数改正が与える影響を統計的に分析
(1) 財政への影響
(2) 政策立案への影響
(3) 監視機能への影響

議員報酬の決定手法と議員報酬改正が及ぼす影響

1. 議員報酬の意義と法律の改正経緯

- (1) 議員報酬の意義
- (2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法における変遷
- (3) 諸外国と日本の地方議会の権限の差異
- (4) H20年における地方自治法改正の趣旨

2. 議員報酬の現状と住民の捉え方

- (1) 議員報酬の現状
- (2) 議員の年齢構成・男女比率・競争率
- (3) 議員報酬に対するアンケート調査結果

3. 議員報酬に対する取り組み事例

- (1) 議員報酬に対する各議会での取り組み事例
- (2) 欠席・懲罰議員等に対する減額支給の是非
- (3) 所管委員会の判断

4. 議員報酬算定の7つの基準

5. 議員報酬が与える影響を統計的に分析

- (1) 財政への影響
- (2) 政策立案への影響
- (3) 監視機能への影響

【所 感】

議員定数について

議員定数の算定方式

- ① 常任委員会数方式
- ② 人口比例方式
- ③ 住民自治協議会方式（または小学校区方式）
- ④ 議会費固定化方式

⑤ 類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）

⑥ 面積・人口方式

研修では以上のような算定方式であった。本市においては、議会改革特別委員会で適正な議員定数のあり方に関する調査研究を行うにあたり、委員会運営の基本的な考え方、進め方について事前に行程表を作成して進めていく予定である。

議員報酬について

議員報酬算定の基準方式

① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方

② 執行部職員の給与を基準とする考え方

③ 国会議員の歳費を基準とする考え方

④ 日当制を根拠に算出する方法

⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方

⑥ 類似都市との比較方式

⑦ 議会費の割合を一定とし算出する方法

議員報酬を考えるにあたっての留意点

① 住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職

② 一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていないこと

③ 年金が存在しないこと

④ 退職金がないこと

⑤ 議員は対外的に職業として認知されていないこと

研修では以上のような議員報酬算定の基準方式であった。本市においては、同じく議会改革特別委員会で適正な議員報酬のあり方に関する調査研究を行うことになるが、市民の理解が得られるよう慎重に議論を重ねていかなければならないと感じた。

以上